

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名		河川管理者以外の者の施工する工事等の承認（大規模なもの）	
根拠法令名		河川法（昭和39年法律第167号）	条項 第20条
基準法令名		河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号） 河川管理施設等構造令施行規則 （昭和51年建設省令第13号）	条項
所 管 部 署		土木交通部流域政策局	
処 理 区 分	受付機関	土木事務所 （市町経由）	標準処理期間 60 日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
基準の名称		行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について （平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）	
掲載図書等			
内 容		<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
審 査 基 準	<p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 （平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）</p> <p>記の五の1の（1） 河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで承認することができるものであること。</p> <p>①工事実施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。 ②当該河川工事が上下流および左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。 ③周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。</p>		
	策定年月日	平成6年 9月30日	最終改正年月日 平成26年12月 1日

根 拠 条 文 等	<p>河川法 (河川管理者以外の者の施行する工事等)</p> <p>第二十条 河川管理者以外の者は、第十一条、第十六条の三第一項、第十七条第一項及び第十八条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。</p> <p>河川管理施設等構造令 別添資料のとおり</p> <p>河川管理施設等構造令施行規則 別添資料のとおり</p>
関 連 行 政 指 導 事 項	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審査基準整理票

処 分 名	河川管理者以外の者の施工する工事等の承認（大規模なものを除く。）		
根拠法令名	河川法（昭和39年法律第167号）	条項	第20条
基準法令名	河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号） 河川管理施設等構造令施行規則 （昭和51年建設省令第13号）	条項	
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処 理 区 分	受付機関	土木事務所 （市町経由）	標準処理期間 30 日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
審 査 基 準	基準の名称	行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について （平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）	
	掲載図書等		
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
	<p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 （平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）</p> <p>記の五の1の（1） 河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで承認することができるものであること。</p> <p>①工事実施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。 ②当該河川工事が上下流および左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。 ③周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。</p>		
策定年月日	平成6年 9月30日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

根 拠 条 文 等	<p>河川法 (河川管理者以外の者の施行する工事等)</p> <p>第二十条 河川管理者以外の者は、第十一条、第十六条の三第一項、第十七条第一項及び第十八条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。</p> <p>河川管理施設等構造令 別添資料のとおり</p> <p>河川管理施設等構造令施行規則 別添資料のとおり</p>
関 連 行 政 指 導 事 項	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審査基準整理票

処 分 名		流水の占用の許可、流水占用変更の許可（特定水利使用に係るものを除く。）	
根拠法令名		河川法（昭和39年法律第167号）	条項 第23条
基準法令名		—	条項 —
所 管 部 署		土木交通部流域政策局	
処理区分	受付機関	土木事務所（市町経由）	標準処理期間 60日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
基準の名称		河川法の施行について （昭和40年3月29日付け建河発第58号 建設事務次官通達） 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について （平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）	
掲載図書等		河川六法	
内 容		<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
審査基準	<p>○ 「河川法の施行について」 （昭和40年3月29日 建河発第58号 建設事務次官通達）</p> <p>記の9 河川の使用及び河川に関する規制について 河川の使用及び河川に関する規制については、河川の公共的性格にかんがみ、当該使用に係る事業の公益性、河川の保全及び既存の河川使用に対する影響等を総合的に考慮して河川の適正な利用を図るとともに、河川の管理に支障を及ぼす行為等の取締に万全を期すること。 なお、以下の諸点について、特に留意されたいこと。</p> <p>(1) 水利使用について 新規水利使用と既存の河川使用との調和を図るため、水利調整の制度が新設されたので、この制度の趣旨を十分に理解し、適切な処分を行うことにより、水利使用秩序の維持に努めるとともに、水資源の合理的な利用と開発に資すること。</p>		
	策定年月日	昭和40年 3月29日	最終改正年月日

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査基準</p>	<p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 (平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)</p> <p>記の五の1の(2)</p> <p>河川の流水の占有の許可並びにこれに関する法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで、許可を行うことができるものであること。</p> <p>① 水利使用の目的および事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。</p> <p>② 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力および信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。</p> <p>③ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可にかかる取水を行えるものであること。</p> <p>④ 流水の占有のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠条文等</p>	<p>河川法</p> <p>(流水の占有の許可)</p> <p>第二十三条 河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関連行政指導事項</p>	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名		流水占用更新の許可（特定水利使用に係るものを除く。）	
根拠法令名		河川法（昭和39年法律第167号）	条項 第23条
基準法令名		—	条項 —
所 管 部 署		土木交通部流域政策局	
処 理 区 分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 30 日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
基準の名称		河川法の施行について （昭和40年3月29日付け建河発第58号 建設事務次官通達） 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について （平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）	
掲載図書等		河川六法	
内 容		<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
審 査 基 準	<p>○ 「河川法の施行について」 （昭和40年3月29日 建河発第58号 建設事務次官通達）</p> <p>記の9 河川の使用及び河川に関する規制について 河川の使用及び河川に関する規制については、河川の公共的性格にかんがみ、当該使用に係る事業の公益性、河川の保全及び既存の河川使用に対する影響等を総合的に考慮して河川の適正な利用を図るとともに、河川の管理に支障を及ぼす行為等の取締に万全を期すること。 なお、以下の諸点について、特に留意されたいこと。 （1）水利使用について 新規水利使用と既存の河川使用との調和を図るため、水利調整の制度が新設されたので、この制度の趣旨を十分に理解し、適切な処分を行うことにより、水利使用秩序の維持に努めるとともに、水資源の合理的な利用と開発に資すること。</p>		
	策定年月日	昭和40年 3月29日	最終改正年月日

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査基準</p>	<p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 (平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)</p> <p>記の五の1の(2)</p> <p>河川の流水の占有の許可並びにこれに関する法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで、許可を行うことができるものであること。</p> <p>① 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。</p> <p>② 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。</p> <p>③ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。</p> <p>④ 流水の占有のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠条文等</p>	<p>河川法</p> <p>(流水の占有の許可)</p> <p>第二十三条 河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関連行政指導事項</p>	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審査基準整理票

処 分 名		流水の占用の登録、流水占用変更の登録	
根拠法令名		河川法（昭和39年法律第167号）	条項 第23条の2
基準法令名		—	条項 —
所 管 部 署		土木交通部流域政策局	
処理区分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 30 日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
基準の名称		河川法の施行について （昭和40年3月29日付け建河発第58号 建設事務次官通達） 小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブック （平成26年8月）	
掲載図書等		河川六法	
内 容		<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
審査基準	<p>○ 「河川法の施行について」 （昭和40年3月29日 建河発第58号 建設事務次官通達）</p> <p>記の9 河川の使用及び河川に関する規制について 河川の使用及び河川に関する規制については、河川の公共的性格にかんがみ、当該使用に係る事業の公益性、河川の保全及び既存の河川使用に対する影響等を総合的に考慮して河川の適正な利用を図るとともに、河川の管理に支障を及ぼす行為等の取締に万全を期すること。 なお、以下の諸点について、特に留意されたいこと。</p> <p>(2) 水利使用について 新規水利使用と既存の河川使用との調和を図るため、水利調整の制度が新設されたので、この制度の趣旨を十分に理解し、適切な処分を行うことにより、水利使用秩序の維持に努めるとともに、水資源の合理的な利用と開発に資すること。</p>		
	策定年月日	昭和40年 3月29日	最終改正年月日

<p>審査基準</p>	<p>○ 小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブック (平成 26 年 8 月) 別添資料のとおり</p>
<p>根拠条文等</p>	<p>河川法 (流水の占有の登録) 第二十三条の二 前条の許可を受けた水利使用（流水の占有又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占有のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。</p>
<p>関連行政指導事項</p>	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審査基準整理票

処 分 名		流水占用更新の登録	
根拠法令名		河川法 (昭和39年法律第167号)	条項 第23条の2
基準法令名		—	条項 —
所 管 部 署		土木交通部流域政策局	
処理区分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 20 日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
基準の名称		河川法の施行について (昭和40年3月29日付け建河発第58号 建設事務次官通達) 小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブック (平成26年8月)	
掲載図書等		河川六法	
内 容		<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
審査基準	<p>○ 「河川法の施行について」 (昭和40年3月29日 建河発第58号 建設事務次官通達)</p> <p>記の9 河川の使用及び河川に関する規制について 河川の使用及び河川に関する規制については、河川の公共的性格にかんがみ、当該使用に係る事業の公益性、河川の保全及び既存の河川使用に対する影響等を総合的に考慮して河川の適正な利用を図るとともに、河川の管理に支障を及ぼす行為等の取締に万全を期すること。 なお、以下の諸点について、特に留意されたいこと。 (1) 水利使用について 新規水利使用と既存の河川使用との調和を図るため、水利調整の制度が新設されたので、この制度の趣旨を十分に理解し、適切な処分を行うことにより、水利使用秩序の維持に努めるとともに、水資源の合理的な利用と開発に資すること。</p>		
	策定年月日	昭和40年 3月29日	最終改正年月日

<p>審査基準</p>	<p>○ 小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブック (平成 26 年 8 月) 別添資料のとおり</p>
<p>根拠条文等</p>	<p>河川法 (流水の占有の登録) 第二十三条の二 前条の許可を受けた水利使用（流水の占有又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占有のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。</p>
<p>関連行政指導事項</p>	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審査基準整理票

処 分 名	河川区域内の土地占用の許可および変更（占用の面積の増大を伴うもの）の許可（琵琶湖に係るもので占有期間が3月以上で新規のもの（漁業施設、排水施設を除く。））		
根拠法令名	河川法（昭和39年法律第167号）	条項	第24条
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処 理 区 分	受付機関	土木事務所 (市町経由)	標準処理期間 60日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
基準の名称	滋賀県河川敷地占有許可基準 琵琶湖敷地の占有許可基準 琵琶湖敷地の占有の方法の基準 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)		
掲載図書等	河川六法		
内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
審 査 基 準	<p>○ 滋賀県河川敷地占有許可基準</p> <p>○ 琵琶湖敷地の占有許可基準</p> <p>○ 琵琶湖敷地の占有の方法の基準</p> <p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 (平成6年10月17日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)</p> <p>記の五の1の(3) 河川区域における土地の占有の許可を行うに当たっては、「河川敷地の占有について」(平成6年10月30日建設事務次官通達)により審査した上で許可を行うことができるものであること。</p>		
策定年月日	平成6年 9月30日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p>根 拠 条 文 等</p>	<p>河川法 (土地の占用の許可) 第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</p>
<p>関 連 行 政 指 導 事 項</p>	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	河川区域内の土地占用の許可・変更許可（処理機関が流域政策局河川・港湾室のものを除く。） および更新の許可		
根拠法令名	河川法（昭和39年法律第167号）	条項	第24条
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処 理 区 分	受付機関	土木事務所（市町経由）	標準処理期間 30日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
審 査 基 準	基準の名称	滋賀県河川敷地占用許可基準 琵琶湖敷地の占用許可基準 琵琶湖敷地の占用の方法の基準 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について （平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）	
	掲載図書等	河川六法	
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
		○ 滋賀県河川敷地占用許可基準 ○ 琵琶湖敷地の占用許可基準 ○ 琵琶湖敷地の占用の方法の基準 ○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 （平成6年10月17日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）	
		記の五の1の（3） 河川区域における土地の占用の許可を行うに当たっては、「河川敷地の占用について」（平成6年10月30日建設事務次官通達）により審査したうえで許可を行うことができるものであること。	
策定年月日	平成6年 9月30日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠条文等</p>	<p>河川法</p> <p>(土地の占用の許可)</p> <p>第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関連行政指導事項</p>	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。 (更新の申請を除く)</p>

審査基準整理票

処 分 名		土石等（500立方メートル以上のものに限る。）の採取許可および変更の許可	
根拠法令名		河川法（昭和39年法律第167号）	条項 第25条
基準法令名		—	条項 —
所 管 部 署		土木交通部流域政策局	
処理区分	受付機関	土木事務所（市町経由）	標準処理期間 60日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
基準の名称		砂利等採取許可準則（昭和41年6月1日付け建設省発第83号 建設事務次官通達） 河川砂利の用途規制について（昭和42年4月19日付け建設事務次官通達） 砂利等の採取に関する規制計画の策定および特定採取制度について（昭和49年7月22日付け河川局長通知） 特定採取制度の運用について（昭和49年7月22日付け治水課長通知） 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達） 県内河川砂利採取に係る基本対策について（平成23年3月1日改正 土木交通部長通知）	
掲載図書等		河川六法	
内 容		<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
審査基準	○ 砂利等採取許可準則 （昭和41年6月1日付け建設省発第83号 建設事務次官通達） 別添資料のとおり		
	○ 河川砂利の用途規制について （昭和42年4月19日付け建設事務次官通達） 別添資料のとおり		
	○ 砂利等の採取に関する規制計画の策定および特定採取制度について （昭和49年7月22日付け 河川局長通知） 別添資料のとおり		
	○ 特定採取制度の運用について （昭和49年7月22日付け治水課長通知） 別添資料のとおり		
策定年月日	昭和41年 6月 1日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p>審査基準</p>	<p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 (平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)</p> <p>記の五の1の(4)</p> <p>河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。</p> <p>①河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい支障が生じるものではないこと。</p> <p>②申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p> <p>③砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則」(昭和41年6月1日建設事務次官通達)によること。</p> <p>④竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。</p>
<p>根拠条文等</p>	<p>河川法</p> <p>(土石等の採取の許可)</p> <p>第二十五条 河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。</p>
<p>関連行政指導事項</p>	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審査基準整理票

処 分 名	土石等（500立方メートル未満のものに限る。）の採取許可および変更の許可		
根拠法令名	河川法（昭和39年法律第167号）	条項	第25条
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処理区分	受付機関	土木事務所（市町経由）	標準処理期間 30日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
基準の名称	砂利等採取許可準則（昭和41年6月1日付け建設省発第83号 建設事務次官通達） 河川砂利の用途規制について（昭和42年4月19日付け建設事務次官通達） 砂利等の採取に関する規制計画の策定および特定採取制度について（昭和49年7月22日付け河川局長通知） 特定採取制度の運用について（昭和49年7月22日付け治水課長通知） 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達） 県内河川砂利採取に係る基本対策について（平成23年3月1日改正 土木交通部長通知）		
掲載図書等	河川六法		
内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 砂利等採取許可準則 （昭和41年6月1日付け建設省発第83号 建設事務次官通達） 別添資料のとおり ○ 河川砂利の用途規制について （昭和42年4月19日付け建設事務次官通達） 別添資料のとおり ○ 砂利等の採取に関する規制計画の策定および特定採取制度について （昭和49年7月22日付け 河川局長通知） 別添資料のとおり ○ 特定採取制度の運用について （昭和49年7月22日付け治水課長通知） 別添資料のとおり 		
策定年月日	平成6年 9月30日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査基準</p>	<p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 (平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)</p> <p>記の五の1の(4)</p> <p>河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。</p> <p>①河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい支障が生じるものではないこと。</p> <p>②申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p> <p>③砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則(昭和41年6月1日建設事務次官通達)によること。</p> <p>④竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠条文等</p>	<p>河川法</p> <p>(土石等の採取の許可)</p> <p>第二十五条 河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関連行政指導事項</p>	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	工作物の新築等（全部または一部の除却のみに係るものを除く。）の許可および変更の許可（琵琶湖に係るもので設置期間が3月以上のもの（漁業施設および排水施設を除く。））		
根拠法令名	河川法（昭和39年法律第167号）	条項	第26条第1項
基準法令名	河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号） 河川管理施設等構造令施行規則 （昭和51年建設省令第13号）	条項	
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処 理 区 分	受付機関	土木事務所（市町経由）	標準処理期間 60日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
審 査 基 準	基準の名称	工作物設置許可基準 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）	
	掲載図書等	河川六法	
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
		○ 工作物設置許可基準 別添資料の通り	
		○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 （平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）	
	<p>記の五の1の（5） 河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。</p> <p>①治水上または利水上の支障を生じるおそれがないこと。 この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、以下に掲げる事項について、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。</p> <p>イ. 工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」（昭和51年政令第199号） ロ. 設置について、「工作物設置許可基準」 ハ. 土木工学上の安定計算等について、「河川砂防技術基準（案）」</p> <p>②社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。 ③当該河川の利用の実態から見て、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。 ④当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p>		
策定年月日	平成6年 9月22日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

根 拠 条 文 等	<p>河川法 (工作物の新築等の許可)</p> <p>第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。</p> <p>2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>一 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築</p> <p>二 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築</p> <p>三 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの</p> <p>3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第一項の許可の申請又は第九十五条の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。</p> <p>河川管理施設等構造令 別添資料の通り</p> <p>河川管理施設等構造令施行規則 別添資料の通り</p>
関 連 行 政 指 導 事 項	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審査基準整理票

処 分 名	工作物の新築等の許可および変更の許可 (処理機関が河川・港湾室のものを除く。)		
根拠法令名	河川法 (昭和39年法律第167号)	条項	第26条第1項
基準法令名	河川管理施設等構造令 (昭和51年政令第199号) 河川管理施設等構造令施行規則 (昭和51年建設省令第13号)	条項	
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処理区分	受付機関	土木事務所 (市町経由)	標準処理期間 30 日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
基準の名称	工作物設置許可基準 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)		
掲載図書等	河川六法		
内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
審査基準	<p>○ 工作物設置許可基準 別添資料の通り</p> <p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 (平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)</p>		
	<p>記の五の1の(5) 河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。</p> <p>①治水上または利水上の支障を生じることがないこと。 この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、以下に掲げる事項について、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。 イ. 工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」(昭和51年政令第199号) ロ. 設置について、「工作物設置許可基準」 ハ. 土木工学上の安定計算等について、「河川砂防技術基準(案)」</p> <p>②社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。</p> <p>③当該河川の利用の実態から見て、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。</p> <p>④当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p>		
策定年月日	平成6年 9月22日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p>根 拠 条 文 等</p>	<p>河川法 (工作物の新築等の許可)</p> <p>第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。</p> <p>2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>一 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築</p> <p>二 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築</p> <p>三 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの</p> <p>3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第一項の許可の申請又は第九十五条の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。</p> <p>河川管理施設等構造令 別添資料の通り</p> <p>河川管理施設等構造令施行規則 別添資料の通り</p>
<p>関 連 行 政 指 導 事 項</p>	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審査基準整理票

処 分 名		土地の掘削等の許可	
根拠法令名		河川法（昭和39年法律第167号）	条項 第27条第1項
基準法令名		河川法施行令（昭和40年政令第14号）	条項 第15条の4
所 管 部 署		土木交通部流域政策局	
処 理 区 分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 30 日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
基準の名称		行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）	
掲載図書等			
内 容		<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
審 査 基 準	<p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 （平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）</p> <p>記の五の1の（6） 河川区域における土地の掘削等の許可を行うにあたっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。</p> <p>① 当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。</p> <p>② 当該土地の掘削等を行うことについての権限の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を実行するための能力および信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p>		
	策定年月日	平成6年 9月30日	最終改正年月日

河川法

(土地の掘削等の許可)

第二十七条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

一 前条第二項第一号の行為のためにする土地の掘削又は地表から政令で定める深さ以内の土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

二 盛土

三 土地の掘削、盛土及び切土以外の土地の形状を変更する行為

四 竹木の栽植又は伐採

3 樹林帯区域内の土地においては、第一項の規定にかかわらず、次の各号（特定樹林帯区域内の土地にあつては、第二号及び第三号）に掲げる行為については、同項の許可を要しない。

一 工作物の新築若しくは改築のためにする土地の掘削又は工作物の除却のためにする土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

二 竹木の栽植

三 通常管理行為で政令で定めるもの

4 河川管理者は、河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土により河川管理施設又は前条第一項の許可を受けて設置された工作物が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、当該河川管理施設又は当該工作物の存する敷地を含む一定の河川区域内の土地については、第一項の許可をし、又は第九十五条の規定による協議に応じてはならない。

5 河川管理者は、前項の区域については、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。

6 前条第三項の規定は、高規格堤防特別区域内の土地における土地の掘削又は切土について第一項の許可の申請又は第九十五条の規定による協議があつた場合に準用する。

根
拠
条
文
等

	<p>河川法施行令</p> <p>(河川区域における土地の掘削等で許可を要しないもの)</p> <p>第十五条の四 法第二十七条第一項 ただし書の政令で定める軽易な行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 河川管理施設の敷地から十メートル（河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により河川管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離）以上離れた土地における耕耘</p> <p>二 法第二十六条第一項 の許可を受けて設置された取水施設又は排水施設（その設置について、法第八十七条若しくは第九十五条、河川法施行法第二十条第一項 又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二十七条第一項 の規定により、法第二十六条第一項 の許可があつたものとみなされるものを含む。）の機能を維持するために行う取水口又は排水口の付近に積もつた土砂等の排除</p> <p>三 地形、地質、河川管理施設及びその他の施設の設置状況その他の状況からみて、竹木の現に有する治水上又は利水上の機能を確保する必要があると認められる区域（法第六条第一項第三号 の堤外の土地の区域に限る。）として河川管理者が指定した区域及び樹林帯区域以外の土地における竹木の伐採</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、河川管理者が治水上及び利水上影響が少ないと認めて指定した行為</p> <p>2 第十五条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">関連行政指導事項</p>	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審査基準整理票

処 分 名	一級河川における竹木の流送等の許可		
根拠法令名	河川法（昭和39年法律第167号） 河川法施行令（昭和40年政令第14号）	条項	第28条 第16条の3第1項
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処 理 区 分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 30日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
基準の名称	河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について（昭和45年10月7日付け建設省河政発第105号 河川局水政課長通達） 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）		
掲載図書等	河川六法		
内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
審 査 基 準	<p>○ 河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について （昭和45年10月7日付け建設省河政発第105号 河川局水政課長通達）</p> <p>記第2 令第16条の3関係</p> <p>本条の許可は、期間を限って許可する等実態に応じて包括的な許可をすることができること。また、本条にいう「竹木」には、いかだで舟が引航し、又は人が添乗していないものも含むものであること。</p> <p>1 許可を要しない竹木の流送</p> <p>許可を要しない竹木の流送の指定は、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等（以下「河川の状況等」という。）を勘案して、支障を生ずるおそれがないと認められる水域において行われる竹木の流送及び河川の状況等を勘案して一定の寸法に満たない竹木の流送であれば支障が生じないと認められる水域において行われる当該竹木の流送を指定すること。</p> <p>2 竹木の流送の許可について</p> <p>おおむね次の各号に例示する事項に該当しない場合には、許可すること。</p> <p>(1) 出水時に流送するものであること。</p> <p>(2) 流送区間内に河川トンネル、樋門樋管等の暗渠の区間が存在すること。</p> <p>(3) 流送区間内に存在する河岸、河川管理施設又は許可工作物を損傷するおそれがあること。</p> <p>(4) 流送区間内における河川工事に支障を生ずるおそれがあること。</p> <p>(5) 流送区間における河川管理施設の操作に支障を生じ、又は他の河川の使用に著しい支障を生ずるおそれがあること。</p> <p>(6) 流送する竹木が流送区間内に停滞するおそれがあること。</p> <p>(7) 流送する竹木が流送区間外に流失し、流送区間外において前記(2)から(6)の一に該当するおそれがあること。</p>		
	策定年月日	平成6年 9月30日	最終改正年月日

- 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について
(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)

記の五の1の(7)

竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。

審
査
基
準

根拠法令	<p>河川法 (竹木の流送等の禁止、制限又は許可)</p> <p>第二十八条 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。</p> <p>河川法施行令 (一級河川における竹木の流送の許可)</p> <p>第十六条の三 一級河川において竹木の流送をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、河川管理者が指定した水域において河川管理者が指定した方法により行なう竹木の流送については、この限りでない。</p> <p>2 第十五条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。</p>
関連行政指導事項	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	河川の流水等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可		
根拠法令名	河川法（昭和39年法律第167号） 河川法施行令（昭和40年政令第14号）	条項	第29条第1項 第16条の8第1項
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処 理 区 分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 60日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
基準の名称	河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について（昭和45年10月7日付け建設省河政発第105号 河川局水政課長通達） 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）		
掲載図書等	河川六法		
内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
審 査 基 準	<p>○ 河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について （昭和45年10月7日 建設省河政発第105号 河川局水政課長通達）</p> <p>記第7 令第16条の8関係</p> <p>一 本条に規定する「堆積」は多数を集合しておくことも含むものであること。</p> <p>二 法第24条に規定する河川区域内の土地において物件を堆積し、又は設置する場合は、本条のほか同条の許可を要すること。また法第26条の許可を受けて工作物を設置する場合は、本条の許可を要しないこと。</p> <p>三 本条の許可は、期間を限って許可する等実態に応じて包括的な許可を与えることができること。</p> <p>四 許可を要しない行為</p> <p>1 「日常生活のために必要な行為」とは、日常生活において通常行われる簡易な行為をいうものであること。</p> <p>2 「農業又は漁業を営むために通常行われる行為」とは、農具、漁具、農作物等の洗浄又は堆積等の農業又は漁業に伴って通常行われる簡易な行為をいうものであること。</p> <p>3 砂利採取法の認可採取計画に基づいて行われる行為については、河川管理者の行う採取計画の認可が本条の許可とみなされること。</p> <p>4 [略]</p>		
策定年月日	平成6年 9月30日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

五 許可の基準

物件の洗浄については、流水の正常な機能の維持が不可能となる場合又は他の河川の使用に支障を及ぼす場合以外は許可し、物件の堆積または設置については、治水上支障を及ぼすおそれがある場合又は河川を汚損する場合以外は許可すること。

六 [略]

- 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について
(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)

記の五の1の(8)

第29条第1項の規定に基づく河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うにあたっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。

- ① 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合
 - イ. 人体や生物に有害であると認められるものでないこと。
 - ロ. 流水を著しく汚濁するおそれがないものであること。
- ② 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合
 - イ. 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものでないこと。
 - ロ. 残土等の一時的な仮置きについては、土石、竹木その他の物件を、河川工事又は河川区域内に他の行為によってやむを得ず一時的に仮置きする場合において、出水時への対応措置が講じられていること。

審
査
基
準

根拠条文等	<p>河川法</p> <p>(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)</p> <p>第二十九条 第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。</p> <p>2 二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。</p> <p>河川法施行令</p> <p>(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可)</p> <p>第十六条の八 次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、日常生活のために必要な行為、農業若しくは漁業を営むために通常行なわれる行為又は営業等のためにやむを得ないものとして河川管理者が指定した行為については、この限りでない。</p> <p>一 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。</p> <p>二 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置すること。</p> <p>2 第十五条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。</p>
関連行政指導事項	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審査基準整理票

処 分 名	許可工作物の完成検査		
根拠法令名	河川法（昭和39年法律第167号）	条項	第30条第1項
基準法令名	河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号） 河川管理施設等構造令施行規則 （昭和51年建設省令第13号）	条項	
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処理区分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 20 日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
基準の名称	行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達） ダム検査規定（昭和43年2月17日付け建設省訓令第2号）		
掲載図書等			
内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
審査基準	<p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）</p> <p>記の五の1の（9） 完成検査を行うにあたっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模その他の河川法第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させるものであること。 なお、第44条第1項のダムについては、ダム検査規定（昭和43年建設省訓令第2号）によるものとする こと。</p> <p>○ 「ダム検査規定」（昭和43年2月17日付け建設省訓令第2号） 別添資料のとおり</p>		
策定年月日	昭和43年 2月17日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

根 拠 条 文 等	<p>河川法 (許可工作物の使用制限)</p> <p>第三十条 第二十六条第一項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。</p> <p>河川管理施設等構造令 別添資料の通り</p> <p>河川管理施設等構造令施行規則 別添資料の通り</p>
関 連 行 政 指 導 事 項	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	許可工作物の完成前の一部使用の承認		
根拠法令名	河川法 (昭和39年法律第167号)	条項	第30条第2項
基準法令名	河川管理施設等構造令 (昭和51年政令第199号) 河川管理施設等構造令施行規則 (昭和51年建設省令第13号)	条項	
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処理区分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 20 日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
審査基準	基準の名称	行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)	
	掲載図書等		
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
		<p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 (平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)</p> <p>記の五の1の(10)</p> <p>完成前の許可工作物の一部使用を承認するにあたっては、当該許可工作物の一部を承認するによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合または工事の施工方法からみてやむを得ないものである場合に、以下掲げる要件に該当するものについて承認することができるものであること。</p> <p>① 使用をしようとする部分について、法第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、当該検査に合格したものであること。</p> <p>② 一部使用することによる河川管理上の支障が生じないような必要な措置が講じられていること。</p> <p>③ 一部使用しようとする目的が、当該工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。</p>	
策定年月日	昭和43年 2月17日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

根 拠 条 文 等	<p>河川法 (許可工作物の使用制限)</p> <p>第三十条 第二十六条第一項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。</p> <p>河川管理施設等構造令 別添資料のとおり</p> <p>河川管理施設等構造令施行規則 別添資料のとおり</p>
関 連 行 政 指 導 事 項	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審査基準整理票

処 分 名		権利譲渡の承認（処理機関が流域政策局河川・港湾室である許認可に係るもの）	
根拠法令名		河川法（昭和39年法律第167号）	条項 第34条第1項
基準法令名		—	条項 —
所 管 部 署		土木交通部流域政策局	
処理区分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 30 日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
審査基準	基準の名称	行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）	
	掲載図書等		
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
	<p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）</p> <p>記の五の1の（10）</p> <p>第23条から第25条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するにあたっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができるものであること。</p> <p>① 譲渡の前後において、承認の申請にかかる許可に基づく権利の同一性が確保されていること。</p> <p>② 申請者の事業計画の妥当性、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力および信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p>		
策定年月日		平成6年 9月30日	最終改正年月日 平成26年12月 1日

<p>根 拠 条 文 等</p>	<p>河川法 (権利の譲渡) 第三十四条 第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。 2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。</p>
<p>関 連 行 政 指 導 事 項</p>	

審査基準整理票

処 分 名		権利譲渡の承認（処理機関が土木事務所である許認可に係るもの）	
根拠法令名		河川法（昭和39年法律第167号）	条項 第34条第1項
基準法令名		—	条項 —
所 管 部 署		土木交通部流域政策局	
処 理 区 分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 20 日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
審 査 基 準	基準の名称	行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）	
	掲載図書等		
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
	<p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 （平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達）</p> <p>記の五の1の（10）</p> <p>第23条から第25条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するにあたっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができるものであること。</p> <p>① 譲渡の前後において、承認の申請にかかる許可に基づく権利の同一性が確保されていること。</p> <p>② 申請者の事業計画の妥当性、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力および信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p>		
策定年月日		平成6年 9月30日	最終改正年月日 平成26年12月 1日

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠条文等</p>	<p>河川法 (権利の譲渡)</p> <p>第三十四条 第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。</p> <p>2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関連行政指導事項</p>	

審査基準整理票

処 分 名	ダム操作規定の承認（特定水利使用に係るものを除く。）		
根拠法令名	河川法（昭和39年法律第167号）	条項	第47条第1項
基準法令名	河川管理施設等構造令施行規則	条項	
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処 理 区 分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 30 日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
審 査 基 準	基準の名称	河川法第2章第3節第3款（ダムに関する特則）等の規定の運用について（昭和41年5月17日付け建設省河発第178号 河川局長通達）	
	掲載図書等		
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
		<p>○ 河川法第2章第3節第3款（ダムに関する特則）等の規定の運用について （昭和41年5月17日付け建設省河発第178号 河川局長通達 最終改正：昭和51年10月26日建河政発第68号）</p> <p>記4 ダム操作規程（法第47条）について （1） 法第47条第1項の規定によりダムの設置者が操作規程を定め、又は変更するときは、別添第1の標準操作規程の例によってするように当該ダムの設置者を指導すること。</p> <p>別添第1 標準操作規程 別添資料のとおり</p>	
策定年月日	平成6年 9月30日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

根 拠 条 文 等	<p>河川法 (ダム の 操 作 規 程)</p> <p>第四十七条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。</p> <p>3 ダムの操作は、第一項の承認を受けた操作規程に従って行なわなければならない。</p> <p>4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。</p> <p>河川法施行令 (ダム の 操 作 規 程)</p> <p>第二十九条 法第四十七条第一項 の操作規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 貯留及び放流の方法に関する事項</p> <p>二 ダム及びダムを操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項</p> <p>三 ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項</p> <p>四 放流の際にとるべき措置に関する事項</p> <p>五 その他ダムの操作の方法に関し必要な事項</p>
関 連 行 政 指 導 事 項	

審査基準整理票

処 分 名		河川保全区域における行為の許可	
根拠法令名		河川法 (昭和39年法律第167号)	条項 第55条第1項
基準法令名		河川法施行令 (昭和40年政令第14号)	条項 第34条
所 管 部 署		土木交通部流域政策局	
処理区分	受付機関	土木事務所 (市町経由)	標準処理期間 30 日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
審査基準	基準の名称	行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)	
	掲載図書等		
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
	<p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 (平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)</p> <p>記の五の1の(12)</p> <p>河川保全区域における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。</p>		
策定年月日		平成6年 9月30日	最終改正年月日 平成26年12月 1日

河川法

(河川保全区域における行為の制限)

第五十五条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築又は改築

2 第三十三条の規定は、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を承継する法人に限る。）、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

根
拠
条
文
等

	<p>河川法施行令</p> <p>(河川保全区域における行為で許可を要しないもの)</p> <p>第三十四条 法第五十五条第一項 ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げるもの(第二号から第五号までに掲げる行為で、河川管理施設の敷地から五メートル(河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により河川管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離)以内の土地におけるものを除く。)とする。</p> <p>一 耕耘</p> <p>二 堤内の土地における地表から高さ三メートル以内の盛土(堤防に沿って行なう盛土で堤防に沿う部分の長さが二十メートル以上のものを除く。)</p> <p>三 堤内の土地における地表から深さ一メートル以内の土地の掘さく又は切土</p> <p>四 堤内の土地における工作物(コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものを除く。)の新築又は改築</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、河川管理者が河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為</p> <p>2 第十五条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。</p>
<p>関連行政指導事項</p>	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審査基準整理票

処 分 名		河川予定地における行為の制限	
根拠法令名		河川法 (昭和39年法律第167号)	条項 第57条第1項
基準法令名		河川法施行令 (昭和40年政令第14号)	条項 第35条
所 管 部 署		土木交通部流域政策局	
処理区分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 30 日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
基準の名称		行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)	
掲載図書等			
内 容		<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
審査基準	<p>○ 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 (平成6年9月30日付け建設省河政発第52号 建設省河川局長通達)</p> <p>記の五の1の(13) 河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、当該河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。</p>		
	策定年月日	平成6年 9月30日	最終改正年月日 平成26年12月 1日

河川法

(河川予定地における行為の制限)

第五十七条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築又は改築

2 河川管理者は、前項の規定による制限により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 第二十二条第四項及び第五項の規定は前項の規定による損失の補償について、第三十三条の規定は相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第一項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を承継する法人に限る。）、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について、準用する。

根
拠
条
文
等

	<p>河川法施行令</p> <p>(河川予定地における行為で許可を要しないもの)</p> <p>第三十五条 法第五十七条第一項 ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 耕耘</p> <p>二 地表から深さ一・五メートル以内の土地の掘さく又は切土 (河川保全区域における行為で許可を要しないもの)</p>
<p>関連行政指導事項</p>	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>